

第20回 紀の川流域委員会 H18. 11. 22
---------------------------------

資料-5
------

# 紀の川大堰の建設に関する 基本計画（対比表）

# 紀の川大堰の建設に関する基本計画

当初計画 { 建設省告示第1145号  
昭和63年4月16日 }

第1回変更 { 国土交通省告示第1479号  
平成13年9月27日 }

国土交通省

# 紀の川大堰の建設に関する基本計画

当初計画 { 建設省告示第1145号  
昭和63年4月16日 }

第1回変更 { 国土交通省告示第1479号  
平成13年9月27日 }

第2回変更 { 国土交通省告示第 号  
平成 年 月 日 }

国土交通省

## 紀の川大堰の建設に関する基本計画

### 1. 建設の目的

#### (1) 治 水

紀の川に可動堰を設置することにより、河道掘削とあいまって当該堰設置地点における計画高水流量毎秒 12,000 立方メートルを安全に流下させる河道を確保し、洪水の疎通能力の増大を図る。

#### (2) 流水の正常な機能の維持

既得用水の取水位の確保等流水の正常な機能の維持と増進を図る。

#### (3) 水 道

大阪府に対し、新たに 1 日最大 25,100 立方メートルの水道用水の取水を可能ならしめる。

また、大阪府に対し、別途確保される水道用水の取水を可能ならしめるため取水位を確保する。

### 2. 位置及び名称

#### (1) 位 置

紀の川水系紀の川

右岸 和歌山県和歌山市園部

左岸 和歌山県和歌山市有本

#### (2) 名 称

紀の川大堰

## 紀の川大堰の建設に関する基本計画

### 1. 建設の目的

#### (1) 治水

紀の川に可動堰を設置することにより、河道掘削とあいまって当該堰設置地点における戦後最大規模の洪水を安全に流下させるために必要な河道を確保し、洪水の疎通能力の増大を図る。

#### (2) 流水の正常な機能の維持

左記に同じ。

#### (3) 水道

大阪府に対し、新たに1日最大10,000立方メートルの水道用水の取水を可能ならしめる。

また、大阪府に対し、水道用水の取水を可能ならしめるため取水位を確保する。

### 2. 位置及び名称

#### (1) 位置

左記に同じ。

#### (2) 名称

左記に同じ。

## 現 行

### 3. 規模及び型式

#### (1) 規 模

堰の長さ 542.0 メートル  
常時満水位 標高 3.60 メートル

#### (2) 型 式

可動堰

### 4. 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

#### (1) 貯留量

##### イ 総貯留量

常時満水位は、標高 3.60 メートルとし、総貯留量は、5,100,000 立方メートルとする。

##### ロ 有効貯留量

最低水位は、標高 1.00 メートルとし、有効貯留量は、総貯留量のうち標高 3.60 メートルから標高 1.00 メートルまでの有効水深 2.60 メートルに対応する貯留量 3,800,000 立方メートルとする。

#### (2) 取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分

##### イ 流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能の維持と増進を図るための貯留量は、標高 3.60 メートルから標高 1.00 メートルまでの容量 3,800,000 立方メートルのうち 3,100,000 立方メートルとする。

##### ロ 水 道

大阪府の水道用水として、紀の川大堰貯水池内において、新たに 1 日最大 25,100 立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

## 変 更

### 3. 規模及び型式

#### (1) 規 模

左記に同じ。

#### (2) 型 式

左記に同じ。

### 4. 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

#### (1) 貯留量

##### イ 総貯留量

常時満水位は、標高 3.60 メートルとし、総貯留量は、**2,900,000** 立方メートルとする。

##### ロ 有効貯留量

最低水位は、標高 **2.00** メートルとし、有効貯留量は、総貯留量のうち標高 3.60 メートルから標高 **2.00** メートルまでの有効水深 **1.60** メートルに対応する貯留量 **1,700,000** 立方メートルとする。

#### (2) 取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分

##### イ 流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能の維持と増進を図るための貯留量は、標高 3.60 メートルから標高 **2.00** メートルまでの容量 **1,700,000** 立方メートルのうち **1,400,000** 立方メートルとする。

##### ロ 水 道

大阪府の水道用水として、紀の川大堰貯水池内において、新たに 1 日最大 **10,000** 立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

## 現 行

また、大阪府に対して、別途確保される水道用水の取水を可能ならしめるため、取水位を確保するものとする。

大阪府の水道用水のための貯留量は、標高 3.60 メートルから標高 1.00 メートルまでの容量 3,800,000 立方メートルのうち 700,000 立方メートルとする。

ただし、大阪府の水道用水のための取水は、イに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

### 5. ダム使用权の設定予定者

大阪府（水道）

### 6. 建設に要する費用及びその負担に関する事項

#### (1) 建設に要する費用の概算額

約 1,110 億円

#### (2) 建設に要する費用の負担者及び負担額

イ 河川法第59条及び第60条第1項の規定に基づく国及び和歌山県の負担額  
建設に要する費用の額に 1,000 分の 584 を乗じて得た額とする。

ロ 特定多目的ダム法第7条第1項の規定に基づく大阪府（水道）の負担額  
建設に要する費用の額に 1,000 分の 416 を乗じて得た額とする。

### 7. 工 期

昭和 53 年度から平成 21 年度までの予定



## 変 更

また、大阪府に対し、水道用水の取水を可能ならしめるため取水位を確保するものとする。

大阪府の水道用水のための貯留量は、標高 3.60 メートルから標高 2.00 メートルまでの容量 1,700,000 立方メートルのうち 300,000 立方メートルとする。

ただし、大阪府の水道用水のための取水は、イに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

### 5. ダム使用权の設定予定者

左記に同じ

### 6. 建設に要する費用及びその負担に関する事項

#### (1) 建設に要する費用の概算額

約 1,028 億円

#### (2) 建設に要する費用の負担者及び負担額

イ 河川法第59条及び第60条第1項の規定に基づく国及び和歌山県の負担額  
建設に要する費用の額に 1,000 分の 627 を乗じて得た額とする。

ロ 特定多目的ダム法第7条第1項の規定に基づく大阪府（水道）の負担額  
建設に要する費用の額に 1,000 分の 373 を乗じて得た額とする。

### 7. 工 期

左記に同じ